

令和7年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書のご案内

① 還付について

公的年金からの特別徴収税額⑦ < 仮徴収額(4・6・8月の年金天引き額)① の場合

公的年金から特別徴収(天引き)する税額より、実際に4・6・8月の年金から徴収した税額の方が上回る場合は、その差額が還付されます。

年金支払者(厚生労働大臣等)との確認ができ次第、年金支給月の翌月以降に順次、還付のご案内を差し上げます。なお、還付金が発生しても、他の税金等に未納分があれば、未納分に充当する場合がございますのでご了承ください。

② 通知書の確認方法(例)

納税通知書 1 枚目の右上の表より

◎この通知で納める税額

差 引 納 付 額	0
年 税 額 (① + ② + ③)	10,000
給 与 からの 特 別 徴 収 税 額 ①	5,000
公的年金からの特別徴収税額②	5,000
普 通 徴 収 税 額 ③	0
配当割額・株式等譲渡所得割額 所得割額の控除不足額 ④	0
④ の う ち 充 当 額 ⑤	0

公的年金からの特別徴収税額

今年度、公的年金から特別徴収(天引き)する市民税・県民税額

納税通知書 1 枚目の左下の表より

本年度特別徴収税額 ㊦（円）		5,000	
本 年 度	徴収年月		税額（円）
	仮徴収	令和 7 年 4 月	3,000
		令和 7 年 6 月	3,000
		令和 7 年 8 月	3,000
		仮徴収税額計 ㊱	9,000
	本徴収	本徴収税額計 ㊦－㊱	－4,000
		令和 7 年 10 月	0
		令和 7 年 12 月	0
		令和 8 年 2 月	0

仮特別徴収(仮徴収)税額

4月・6月・8月の公的年金から特別徴収(天引き)する市民税・県民税額

還付予定額(例)

左例の場合、「本年度特別徴収税額⑦ 5,000 円」-「仮徴収税額計① 9,000 円」=「還付額 4,000 円」となります。
※ただし、8月の年金天引き中止が間に合った場合、還付額が変更となることがあります。

【問合せ先】越前市税務課

課税について:0778-22-3014

還付について:0778-22-3015